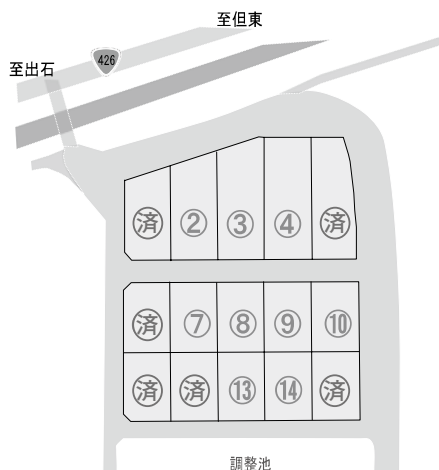
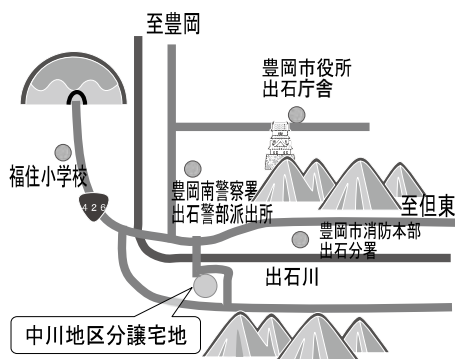


豊岡市の分譲宅地 中川地区分譲宅地(出石地域)で始める新生活

《申込み・問合せ》建設課建設管理係 ☎23-1115



《分譲宅地の面積・価格》

区画番号	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	譲渡価格 (円)
2	402.08	14,848	5,970,244
3	459.37	13,980	6,421,995
4	482.34	14,757	7,117,962
7	275.73	15,899	4,384,023
8	275.31	15,900	4,377,681
9	275.28	15,901	4,377,228
10	275.23	16,501	4,541,611
13	275.21	15,901	4,376,171
14	275.39	15,900	4,378,889

※譲渡価格には、上水道加入金および下水道負担金が含まれています。
※単価は参考数値です。面積を乗じても譲渡価格にはなりません。

周辺施設

- 教育施設等 ●幼稚園／市立福住幼稚園(約2.2km) ●小学校／市立福住小学校(約2.2km)
●中学校／市立出石中学校(約3.0km)
- 医療施設等 ●公立豊岡病院出石医療センター(約3.5km) ●市立出石健康福祉センター(約3.5km)
●公立豊岡病院(約13km)
- その他 ●役所／豊岡市役所出石庁舎(約2.5km)

▼概要 所在地／兵庫県豊岡市出石町上野▽分譲区画数／15区画(うち6区画分譲済)▽用途地域／都市計画区域内無指定地域▽上水道／豊岡市上水道▽下水道／農業集落排水施設(公共ます敷設済)▽電気／関西電力(株)▽ガス／LPガス(個別)▽テレビ／共聴(地元テレビ共聴組合)

▼分譲条件(抜粋) 対象者／自己の居住する専用住宅または併用住宅(居住部分の面積が延床面積の2分の1以上であることを建築する方)▽譲渡物件／現状のまま引き渡し▽分譲地の共有の範囲／申込者(本人)の父母、子、配偶者、配偶者の父母、子の配偶者▽転売の制限／譲

渡契約の締結日から5年間は、分譲地の所有権を他人に譲渡または貸与することはできません。▽買戻特約／(譲渡契約の締結日から5年間に契約に違反したとき)「譲渡代金をもって買戻す」旨の特約登記を市から譲受人への所有権移転登記と同時にを行います。▽公租公課／分譲地に係る公租公課(不動産取得税・固定資産税など)は、所有権移転の日以降、譲受人が負担します。▽契約の解除等／譲渡契約の締結日から5年間に契約条項に違反したときは、契約の解除、土地の買戻し(譲渡価格による)を行います。この場合、違約金(譲渡価格の10%)を納入していただきます。

平成27年度 国民年金保険料 免除・猶予申請の受付開始 7月から

国民年金は、20歳から60歳まで加入して保険料を納めることになっていきます。

しかし、収入の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、納付が免除される「申請免除」や納付が猶予される「若年者納付猶予」の制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったときや死亡したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。免除や猶予の承認を受けた期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間や将来の老齢基礎年金受給資格期間に算入されます。保険料納付が困難なときは、忘れずに手続きしてください。免除や猶予を受けた期間は、10年以内であればさかのぼって納付(追納)ができ、納付すれば減額の対象にはなりません。ただし、免除・猶予の承認年度から3年度目以降に追

納するときは、当時の保険料に経過した期間に応じた加算額が上乘せされます。

《納付・免除・納付猶予と未納の算入の違い》

年金の種類	納付状況	納付	申請免除 (金額・一部)	若年者 納付猶予	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)		○	○ (※1)	○	×
老齢 基礎年金	(受給資格期間に算入されるか?)	○	○ (※1)	○	×
	(年金額に反映されるか?)	○	○ (※1・2)	×	×

(※1)一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。

(※2)全額・一部免除を受けたい期間は定額納付と比べて

老齢基礎年金額は減額されず。

▽**免除対象者** 本人・配偶者・世帯主の全員(若年者納付猶予制度の場合は、30歳未満の本人と配偶者)が次の要件のいずれかに該当する方

①前年所得が一定基準以下

《対象となる所得の目安表》

区分	扶養人数	単身世帯	1人扶養	3人扶養
全額免除 若年者納付猶予		57万円	92万円	162万円
4分の3免除		93万円	142万円	230万円
半額免除		141万円	195万円	282万円
4分の1免除		189万円	247万円	335万円

②災害または失業・倒産・事業の廃止があった場合

その事由が発生した前月から、事由が発生した年の翌々年の6月までの期間(申請月から2年1カ月前までの期間に限りません)

③地方税法に定める障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下

④本人またはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている。

⑤特別障害給付金を受けている。

▽**申請に必要なもの**



・年金手帳など(基礎年金番号が分かるもの)、印鑑

・失業の方:「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」の写しなど

・廃業の方:「廃業証明書」の写しなど

▽**窓口** 市民課市民係または各振興局市民福祉課

▽**所得申告** 免除の判定は所得で審査されます。必ず申告してください。

▽**免除承認期間** 7月1日(平成28年6月30日(1年間))

▽**その他** 昨年4月から法律改正により、申請月の2年1カ月前の月分にさかのぼって免除申請をすることができます。失業などで未納期間のある方は、早めに申請してください。

豊岡年金事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●7月11日(土)
午前9時30分～午後4時

●7月6日(月)、13日(月)、21日(火)、27日(月)
午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ
ねんきんダイヤル
☎0570-0511165
050で始まる電話の方
☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス
日本年金機構ホームページ
アドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》日本年金機構豊岡年金事務所 ☎22-0948
市民課市民係 ☎21-9015
または各振興局市民福祉課